

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事 殿



協議者 徳島県徳島市入田町月ノ宮74番地2
久香リサイクル株式会社
代表取締役 板東真由美
(088) 636-5277

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいのので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 13 条第 1 項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
		事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
	規則第 2 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃タイヤ
		種類	廃プラスチック類
		性状	原型状態(丸タイヤ)
		1 年当たりの最大搬入量	12 t/年
	排出事業場	名称 所在地	パンドラフリエイト株式会社 徳島県徳島市入田町南谷 301-3 パンドラフリエイト株式会社 徳島県徳島市入田町南谷 301-3
		当該排出事業場に 係る事業及び排出 工程の概要	・ 排出工程の概要 使用済みタイヤ
当該産業廃棄物を 運搬する者		氏名又は名称及び代表者の氏名 住所又は所在地	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝 香川県さぬき市前山 332 番地 12

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名：代表取締役 板 東 真 由 美 連絡先： (088) 636-5277
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ 無	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「運搬経路」

バンドウクリエート株式会社コンクリート廃材再生工場

〒779-3133 徳島県徳島市入田町南谷 301-3

北に進む→県道 21 号を進み、県道 1 号と高松自動車道に入ってさぬき市 前山の県道 3 号に向かう→右折して県道 21 号に入る→左折する→右折する→右折する→右車線を使用して不動橋/県道 1 号に向かう→左折して不動橋/県道 1 号に入る→右車線を使用して板野大橋/県道 1 号を進む→斜め左方向に曲がり高松方面のランプに入る→高松自動車道に入る→津田寒川 IC 出口を津田/寒川方面に向かって進む→右折して県道 37 号に入る→県道 140 号/県道 141 号を直進する→寒川町本村西（交差点）を右折してさぬき東街道/県道 10 号に入る→寒川町石田西（交差点）を左折してさぬき新道/県道 279 号に入る（西植田/高松空港の表示）→塚原（交差点）を左折して県道 3 号に入る

久香リサイクル（株）

〒769-2305 香川県さぬき市前山 3 3 2 - 1 2

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者 住 所 愛媛県松山市宮西2丁目9-37

愛媛近鉄タクシー株式会社

氏 名 代表取締役 本村 雅裕 印



☎ 電話番号 089-924-6114

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいのので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
		事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃タイヤ
		種類	廃プラスチック類
		性状	原型状態(丸タイヤ)
		1年当たりの最大搬入量	2t/年
	排出事業場	名称 所在地	愛媛近鉄タクシー株式会社 愛媛県松山市宮西2丁目9-37
		当該排出事業場に 係る事業及び排出 工程の概要	・ 排出工程の概要 使用済みタイヤ
当該産業廃棄物を 運搬する者		氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
	住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名：木村 雅裕 連絡先：089-924-6114
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ (無)	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「運搬経路」

愛媛近鉄タクシー株式会社

〒790-0065 愛媛県松山市宮西2丁目9-37

北方向に県道19号を進む→六軒家交差点を左折する(衣山の表示)→左折して松山環状線に入る(国道11号/高松/国道33号/高知/国道56号/宇和島の表示)→右側2車線を使用、直進し、そのまま松山環状線を進む→朝生田西交差点を右折して古川はなみずき通りに入る(古川/千舟町古川線の表示)→左折して県道190号に入る→右折して松山ICに向かう→ランプを松山自動車道方面に進む→左車線を使用して高松/徳島/高知方面のE11/松山自動車道のランプに進む→松山自動車道に入る→右車線を使用して高松自動車道を進む→高松東IC出口からさぬき夢街道/高松東バイパス/高松東道路/国道11号に入り三木方面に向かって進む→さぬき夢街道/高松東バイパス/高松東道路/国道11号に入る→香川大学医学部北(交差点)を右折して県道147号/県道42号に入る(長尾/香川大学医学部/医学部附属病院の表示)→左折する→斜め右方向に曲がる→高野橋北(交差点)を右折して高野橋/県道38号に入る→左折して長尾街道/県道38号に入る→右折する→三木町上高岡(交差点)を左折してさぬき新道/県道13号に入る→塚原(交差点)を右折して県道3号に入る

久香リサイクル(株)

〒769-2305 香川県さぬき市前山332-12

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事



協議者

徳島県小松島市中田町字原ノ下23の6

丸久タイヤ工業所

代表者 四 宮 功 資

TEL(0885)32-1094

FAX(0885)34-1403

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
		事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃タイヤ
		種類	廃プラスチック類
		性状	原型状態(丸タイヤ)
		1年当たりの最大搬入量	10 t / 年
		排出事業場	名称 所在地
	当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要		・ 排出工程の概要 使用済みタイヤ
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝	
	住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名： 田宮功賀 連絡先： 0885-32-1094
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ 無	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「運搬経路」

丸久タイヤ工業所

〒773-0015 徳島県小松島市中田町字原ノ下 23-6

西に進んで県道 120 号に向かう→中田町原の下（交差点）を右折して 県道 120 号 に入る→津田本町四丁目（交差点）を右折して 県道 129 号 に入る→徳島南部道を進む（E55/県道 129 号 の表示）→徳島 JCT で、右車線を使用して 高松道/E28/神戸淡路鳴門道/鳴門/神戸 方面 E11 の標識に従う→四国横断自動車道/徳島自動車道 に入る→鳴門 JCT 出口から 高松自動車道 に入る→津田寒川 IC 出口を 津田/寒川 方面に向かって進む→右折して 県道 37 号 に入る→県道 140 号/県道 141 号 を直進する→寒川町本村西（交差点）を右折して さぬき東街道/県道 10 号 に入る→寒川町石田西（交差点）を左折して さぬき新道/県道 279 号 に入る（西植田/高松空港 の表示）→塚原（交差点）を左折して 県道 3 号 に入る

久香リサイクル（株）

〒769-2305 香川県さぬき市前山 3 3 2 - 1 2

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者 住 所 愛媛県四国中央市川之江町 4121-9

金生運輸株式会社

氏 名 代表取締役 川端 洋一

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号 0896-58-4356

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいのので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
		事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃タイヤ
		種類	廃プラスチック類
		性状	原型状態(丸タイヤ)
		1年当たりの最大搬入量	5t/年
		排出事業場	名称 所在地
	当該排出事業場に 係る事業及び排出 工程の概要		・ 排出工程の概要 使用済みタイヤ
	当該産業廃棄物を 運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名：川端 洋一 連絡先：0896-58-4356
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ 無	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「運搬経路」

金生運輸株式会社

〒799-0101 愛媛県四国中央市川之江町 4121-9

南西に進む→左折して 国道 11 号 に向かう→左折して国道 11 号に入る→右折して 高松自動車道 の
ランプに入る→ランプを 高松/岡山 方面に進む→高松自動車道 に入る→高松東 IC 出口から さぬき
夢街道/高松東バイパス/高松東道路/国道 11 号 に入り 三木 方面に向かって進む→さぬき夢街道/高
松東バイパス/高松東道路/国道 11 号 に入る→香川大学医学部北（交差点）を右折して 県道 147 号
/県道 42 号 に入る（長尾/香川大学医学部/医学部附属病院 の表示）→左折する→斜め右方向に曲がる
→高野橋北（交差点）を右折して 高野橋/県道 38 号 に入る→左折して長尾街道/県道 38 号に入る
→右折する→三木町上高岡（交差点）を左折して さぬき新道/県道 13 号 に入る→塚原（交差
点）を右折して 県道 3 号 に入る

久香リサイクル（株）

〒769-2305 香川県さぬき市前山 3 3 2 - 1 2

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿



協議者 住 所 愛媛県四国中央市土居町津根 3768-1

四国中央開発株式会社

氏 名 代表者 井川 清利

電話番号 0896-72-8288

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいのので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
		事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃タイヤ
		種類	廃プラスチック類
		性状	原型状態(丸タイヤ)
		1年当たりの最大搬入量	2t/年
	排出事業場	名称 所在地	四国中央開発株式会社 愛媛県四国中央市土居町津根 3768-1
		当該排出事業場に 係る事業及び排出 工程の概要	・ 排出工程の概要 使用済みタイヤ
当該産業廃棄物を 運搬する者		氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
	住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名：井川 清利 連絡先：0896-72-8288
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ (無)	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「運搬経路」

四国中央開発株式会社

〒799-0704 愛媛県四国中央市土居町津根 3768-1

東に進む→右折する→津根交差点を左折して国道11号に入る(高松/松山自動車道の表示)→土居IC交差点を右折して松山自動車道のランプに入る→斜め左方向に曲がり高松/徳島/高知方面のランプに入る→松山自動車道に入る→右車線を使用して高松自動車道を進む→高松東IC出口からさぬき夢街道/高松東バイパス/高松東道路/国道11号に入り三木方面に向かって進む→さぬき夢街道/高松東バイパス/高松東道路/国道11号に入る→香川大学医学部北(交差点)を右折して県道147号/県道42号に入る(長尾/香川大学医学部/医学部附属病院の表示)→左折する→斜め右方向に曲がる→高野橋北(交差点)を右折して高野橋/県道38号に入る→左折して長尾街道/県道38号に入る→右折する→三木町上高岡(交差点)を左折してさぬき新道/県道13号に入る→塚原(交差点)を右折して県道3号に入る

久香リサイクル(株)

〒769-2305 香川県さぬき市前山332-12

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者 住 所 愛媛県東温市北方甲 3238-3

有限会社重松自動車

氏 名 代表者 重松 昭彦

〔法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 089-966-2178



循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいの
ので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
		事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃タイヤ
		種類	廃プラスチック類
		性状	原型状態(丸タイヤ)
		1年当たりの最大搬入量	10 t / 年
	排出事業場	名称 所在地	有限会社重松自動車 愛媛県東温市北方甲 3238-3
		当該排出事業場に 係る事業及び排出 工程の概要	・ 排出工程の概要 使用済みタイヤ
当該産業廃棄物を 運搬する者		氏名又は 名称及び 代表者の 氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
	住所又は 所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ ☒ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名：重松 昭彦 連絡先：089-966-2178
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ ☒ 無	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「運搬経路」

有限会社重松自動車

〒791-0303 愛媛県東温市北方甲 3238-3

北西に進む→右折して 国道 11 号 に向かう→右折して国道 11 号に入る→左車線を使用して 松山自動車道 のランプに進む→斜め左方向に曲がり 高松/徳島/高知 方面のランプに入る→松山自動車道 に入る→右車線を使用して 高松自動車道 を進む→高松東 IC 出口からさぬき夢街道/高松東バイパス/高松東道路/国道 11 号 に入り三木 方面に向かって進む→さぬき夢街道/高松東バイパス/高松東道路/国道 11 号 に入る→香川大学医学部北（交差点）を右折して 県道 147 号/県道 42 号 に入る（長尾/香川大学医学部/医学部附属病院 の表示）→左折する→斜め右方向に曲がる→高野橋北（交差点）を右折して 高野橋/県道 38 号 に入る→左折して長尾街道/県道 38 号 に入る→右折する→三木町上高岡（交差点）を左折して さぬき新道/県道 13 号 に入る→塚原（交差点）を右折して 県道 3 号 に入る

久香リサイクル（株）

〒769-2305 香川県さぬき市前山 3 3 2 - 1 2

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿



協議者 徳島県徳島市大原町千代ヶ丸 123-5
 西タイヤサービス
 西 正和
 電話番号0886-63-4524

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいのので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
		事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃タイヤ
		種類	廃プラスチック類
		性状	原型状態(丸タイヤ)
		1年当たりの最大搬入量	5 t / 年
	排出事業場	名称 所在地	ダンロップタイヤ四国株式会社徳島営業所 徳島県徳島市川内町平石流通団地 55
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	・ 排出工程の概要 使用済みタイヤ
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝	
	住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名：西 正和 連絡先：0886-63-4524
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ 無	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「運搬経路」

ダンロップタイヤ四国株式会社徳島営業所

〒771-0138 徳島県徳島市川内町平石流通団地 55

西に進む→右折して 県道 29 号 に向かう→左折して 県道 29 号 に向かう→県道 29 号を進む→右折して 県道 221 号に入る→川内町竹須賀（交差点）を左折して 吉野川バイパス/国道 11 号 に入る（県庁/徳島自動車道 の表示）→左車線を使用して 徳島自動車道/ブレインズパーク徳島 方面のランプに進む→斜め左方向に曲がり 神戸 方面のランプに入る→四国横断自動車道/徳島自動車道 に入る→四国横断自動車道/徳島自動車道を進む→鳴門 JCT 出口から 高松自動車道 に入る→津田寒川 IC 出口を 津田/寒川 方面に向かって進む→右折して 県道 37 号 に入る→県道 140 号/県道 141 号 を直進する→寒川町本村西（交差点）を右折して さぬき東街道/県道 10 号 に入る→寒川町石田西（交差点）を左折して さぬき新道/県道 279 号 に入る（西植田/高松空港 の表示）→塚原（交差点）を左折して 県道 3 号 に入る

久香リサイクル（株）

〒769-2305 香川県さぬき市前山 3 3 2 - 1 2

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者



有限会社 川西運輸

代表取締役 川西 仁

徳島県美馬市脇町別所4796番地1
TEL 0883-53-7198 FAX 0883-53-0587

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
		事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃タイヤ
		種類	廃プラスチック類
		性状	原型状態(丸タイヤ)
		1年当たりの最大搬入量	4 t/年
		排出事業場	名称 所在地
	当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要		・ 排出工程の概要 使用済みタイヤ
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝	
	住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名 : 代表取締役 川 西 仁 連絡先 : TEL 0883-53-7198 FAX 0883-53-0587
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ (無)	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「運搬経路」

有限会社川西運輸

〒779-3620 徳島県美馬市脇町別所 4796-1

南方向に県道 106 号を進んで県道 12 号に向かう→左折して県道 106 号/県道 12 号に入る→左折してそのまま 県道 12 号 を進む (脇市街 の表示)→左折して国道 193 号に入る→右折して国道 377 号に入る (東かがわ市/白鳥/さぬき市/志度/八十八番札所/大窪寺 の表示)→多和駐在所前 (交差点) を直進して 県道 3 号 に入る (さぬき市/志度 の表示)

久香リサイクル (株)

〒769-2305 香川県さぬき市前山 3 3 2 - 1 2

香川県知事

殿

年 月 日

協議者 住 所 徳島県徳島市北沖洲 3 丁目 164 番地 2
株式会社鷹鉾組

氏 名 代表取締役 下坂 登
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号 088-664-2130



循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいのので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 13 条第 1 項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
		事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
	規則第 2 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃タイヤ
		種類	廃プラスチック類
		性状	原型状態(丸タイヤ)
		1 年当たりの最大搬入量	8 t / 年
	排出事業場	名称 所在地	株式会社鷹鉾組 徳島県徳島市北沖洲 3 丁目 164 番地 2
		当該排出事業場に 係る事業及び排出 工程の概要	・ 排出工程の概要 使用済みタイヤ
当該産業廃棄物を 運搬する者		氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
	住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名：下坂 登 連絡先：088-664-2130
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ 無	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「運搬経路」

株式会社鷹鉾組

〒770-0872 徳島県徳島市北沖洲3丁目164番地2

南に進む→左折して県道204号に入る→左折して臨港道路 沖洲(外)線に入る(E55/徳島南部道/高松/神戸の表示)→右車線を使用してE55/徳島南部道のランプに進む→徳島南部道に入る→徳島JCTで、右車線を使用して高松道/E28/神戸淡路鳴門道/鳴門/神戸方面E11の標識に従う→四国横断自動車道/徳島自動車道に入る→鳴門JCT出口から高松自動車道に入る→津田寒川IC出口を津田/寒川方面に向かって進む→右折して県道37号に入る→県道140号/県道141号を直進する→寒川町本村西(交差点)を右折してさぬき東街道/県道10号に入る→寒川町石田西(交差点)を左折してさぬき新道/県道279号に入る(西植田/高松空港の表示)→塚原(交差点)を左折して県道3号に入る

久香リサイクル(株)

〒769-2305 香川県さぬき市前山332-12

香川県知事

殿

年 月 日

協議者

愛媛県四国中央市川之江町882-83

株式会社 田辺ゴム商会

代表取締役 田邊雅彦

(0896)56-4053



循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいのので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 13 条第 1 項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
		事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
	規則第 2 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃タイヤ
		種類	廃プラスチック類
		性状	原型状態(丸タイヤ)
		1 年当たりの最大搬入量	30 t / 年
		排出事業場	名称 所在地
	当該排出事業場に 係る事業及び排出 工程の概要		・ 排出工程の概要 使用済みタイヤ
当該産業廃棄物を 運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝	
	住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名：田邊 雅彦 連絡先：(0896) 56-4053
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ (無)	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「運搬経路」

株式会社田辺ゴム商会

〒799-0101 愛媛県四国中央市川之江町 882-83

東に進んで国道 11 号に向かう→左折して国道 11 号に入る→右折して 高松自動車道 のランプに入る
→ランプを 高松/岡山 方面に進む→高松自動車道 に入る→高松東 IC 出口からさぬき夢街道/高松東
バイパス/高松東道路/国道 11 号 に入り三木 方面に向かって進む→さぬき夢街道/高松東バイパス/
高松東道路/国道 11 号 に入る→香川大学医学部北（交差点）を右折して 県道 147 号/県道 42 号 に
入る（長尾/香川大学医学部/医学部附属病院 の表示）→左折する→斜め右方向に曲がる→高野橋北
（交差点）を右折して 高野橋/県道 38 号 に入る→左折して長尾街道/県道 38 号に入る→右折する
→三木町上高岡（交差点）を左折して さぬき新道/県道 13 号 に入る→塚原（交差点）を右折し
て 県道 3 号 に入る

久香リサイクル（株）

〒769-2305 香川県さぬき市前山 3 3 2 - 1 2

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者

徳島県阿波市市場町尾開字八坂72番地6

有限会社 武沢自動車整備工場

代表取締役 武 沢 昭

0883-36-2037



循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
		事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃タイヤ
		種類	廃プラスチック類
		性状	原型状態(丸タイヤ)
		1年当たりの最大搬入量	20 t / 年
		排出事業場	名称 所在地
	当該排出事業場に 係る事業及び排出 工程の概要		・ 排出工程の概要 使用済みタイヤ
当該産業廃棄物を 運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝	
	住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名：武沢 昭 連絡先： 0883-36-2037
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ 無	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「運搬経路」

有限会社武沢自動車整備工場

〒771-1621 徳島県阿波市市場町尾開字八坂 72-6

南西に進んで県道 2 号に向かう→右折して県道 2 号に入る→右折してそのまま 県道 2 号 を進む→左折して国道 377 号に入る（多和/八十八番札所/大窪寺 の表示）→右折して国道 377 号/県道 3 号に入る→多和駐在所前（交差点）を右折して 県道 3 号 に入る（さぬき市/志度/八十八番札所/長尾寺 の表示）

久香リサイクル（株）

〒769-2305 香川県さぬき市前山 3 3 2 - 1 2

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者 住 所 徳島県阿南市大湊町 210-52

牟岐線通運株式会社

氏 名 代表取締役社長 田村 文彦

〔 法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号 0884-27-3330



循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
		事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃タイヤ
		種類	廃プラスチック類
		性状	原型状態(丸タイヤ)
		1年当たりの最大搬入量	3 t / 年
	排出事業場	名称 所在地	牟岐線通運株式会社 徳島県阿南市大湊町 210-52
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	・ 排出工程の概要 使用済みタイヤ
当該産業廃棄物を運搬する者		氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
	住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名：田村 文彦 連絡先：0884-27-3330
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ (無)	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「運搬経路」

牟岐線通運株式会社

〒774-0022 徳島県阿南市大湊町 210-52

南に進む→右折する→右折する→斜め左方向に曲がり県道 285 号に入る→右折してそのまま 県道 285 号 を進む→右折して土佐東街道/阿南道路/国道 55 号に入る→右車線を使用して 土佐東街道/那賀川大橋/阿南道路/国道 55 号 を進む→勝浦川橋（交差点）を右折して 県道 212 号 に入る（新浜の表示）→左折して 県道 120 号 に入る（県庁の表示）→→津田本町四丁目（交差点）を右折して 県道 129 号 に入る→徳島南部道を進む（E55/県道 129 号の表示）→徳島 JCT で、右車線を使用して 高松道/E28/神戸淡路鳴門道/鳴門/神戸 方面 E11 の標識に従う→四国横断自動車道/徳島自動車道 に入る→鳴門 JCT 出口から 高松自動車道 に入る→津田寒川 IC 出口を 津田/寒川 方面に向かって進む→右折して 県道 37 号 に入る→県道 140 号/県道 141 号 を直進する→寒川町本村西（交差点）を右折して さぬき東街道/県道 10 号 に入る→寒川町石田西（交差点）を左折して さぬき新道/県道 279 号 に入る（西植田/高松空港の表示）→塚原（交差点）を左折して 県道 3 号 に入る

久香リサイクル（株）

〒769-2305 香川県さぬき市前山 3 3 2 - 1 2

香川県知事

殿

年 月 日



協議者

徳島県徳島市大松町榎原外 84・2

株式会社鈴江組 大松オートセンター

代表取締役 鈴江 健司

電話番号088-669-3435

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいのので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 13 条第 1 項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝	
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12	
		事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12	
	規則第 2 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃タイヤ	
		種類	廃プラスチック類	
		性状	原型状態(丸タイヤ)	
		1 年当たりの最大搬入量	3 t / 年	
	排出事業場	名称 所在地	株式会社鈴江組 大松オートセンター 徳島県徳島市大松町榎原外 84・2	
		当該排出事業場に 係る事業及び排出 工程の概要	・ 排出工程の概要 使用済みタイヤ	
	当該産業廃棄物を 運搬する者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝	
		住所又は 所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名 : 鈴江 健司 連絡先 : 088-669-3435
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ 無	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「運搬経路」

株式会社鈴江組 大松オートセンター

〒770-8022 徳島県徳島市大松町榎原外 84-2

北西に進んで徳島南バイパス/国道 55 号に向かう→左折して徳島南バイパス/国道 55 号に入る→三軒屋町外（交差点）を右折して 新大松川橋 に向かう（工業技術センター の表示）→新大松川橋を進む→左折して県道 212 号に入る→左折して県道 120 号に入る（県庁 の表示）→津田本町四丁目（交差点）を右折して 県道 129 号 に入る→徳島南部道を進む（E55/県道 129 号 の表示）→徳島 JCT で、右車線を使用して 高松道/E28/神戸淡路鳴門道/鳴門/神戸 方面 E11 の標識に従う→四国横断自動車道/徳島自動車道 に入る→鳴門 JCT 出口から 高松自動車道 に入る→津田寒川 IC 出口を 津田/寒川 方面に向かって進む→右折して県道 37 号に入る→県道 140 号/県道 141 号 を直進する→寒川町本村西（交差点）を右折して さぬき東街道/県道 10 号 に入る→寒川町石田西（交差点）を左折して さぬき新道/県道 279 号 に入る（西植田/高松空港 の表示）→塚原（交差点）を左折して 県道 3 号 に入る

久香リサイクル（株）

〒769-2305 香川県さぬき市前山 3 3 2 - 1 2

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

2025年5月14日

香川県知事

殿

協議者 住 所 高知県高知市布師田 578-10

若松クレーン株式会社

氏 名 代表取締役 中平 博章

〔法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号 088-866-3108



循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
		事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃タイヤ
		種 類	廃プラスチック類
		性 状	原型状態(丸タイヤ)
		1年当たりの最大搬入量	5t/年
		排出事業場	名 称 所 在 地
	当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要		・ 排出工程の概要 使用済みタイヤ
当該産業廃棄物を搬運する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝	
	住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ ☒ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名：中平 博章 連絡先：088-866-3108
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
	当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ ☒ 無
	当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由	
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「運搬経路」

若松クレーン株式会社

〒781-5101 高知県高知市布師田 578-10

南に進んであけぼの街道/国道 195 号に向かう→左折してあけぼの街道/国道 195 号に入る→
左折して高知東道路/国道 32 号に入る（高松/高知自動車道 の表示）→左車線を使用して 高知自動車
道 方面のランプに進む→ランプを 高松/松山/徳島 方面に進む→四国横断自動車道/高知道 に入る→
川之江東 JCT で、右車線を使用して 徳島/神戸淡路鳴門自動車道/吉野川 SA 方面 徳島自動車道 の
標識に従う→脇町 IC 出口を 脇町/穴吹/高松 方面の 国道 193 号 に向かって進む→国道 193 号 を進
み、さぬき市 前山 の 県道 3 号 まで行く

久香リサイクル（株）

〒769-2305 香川県さぬき市前山 3 3 2 - 1 2